

## 議案第43号

### 鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部改正について

次のとおり鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部を改正する条例

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例（平成14年鳥取県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="338 359 427 391">附 則</p> <p data-bbox="264 419 427 451">1 及び 2 略</p> <p data-bbox="275 480 495 512">(この条例の失効)</p> <p data-bbox="264 541 1003 572">3 この条例は、<u>平成28年3月31日限り</u>、その効力を失う。</p>	<p data-bbox="1189 359 1279 391">附 則</p> <p data-bbox="1115 419 1279 451">1 及び 2 略</p> <p data-bbox="1126 480 1346 512">(この条例の失効)</p> <p data-bbox="1115 541 1921 636">3 この条例は、<u>施行の日から起算して4年を経過した日に</u>、その効力を失う。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の際現に任命されている委員の任期は、改正後の鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例第4条第3項の規定にかかわらず、平成18年7月8日までとする。